

報 道 資 料

平成 29 年 9 月 21 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 198 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 244 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 29 年 9 月 20 日
- ◎ 実 施 機 関：県土マネジメント部まちづくり推進局 建築課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：建築確認番号 H○○ 認建高土第○○ 号の確認申請書に係る以下の文書・建築基準法第 6 条第 3 項の規定による確認及び同法第 9 3 条の規定による消防長あて通知（平成○○ 年○○ 月○○ 日付け起案）に係る起案用紙 ・ 配置図 ・ 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不 開 示 部 分：ア 敷地が農地転用手続きのない田（地目）であることを記載した文書
イ 確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除が未済である旨を記載した文書
 - 不 開 示 理 由：ア 建築確認申請に必要な添付書類については、建築基準法施行規則第 1 条の 3 に規定されているが、建築基準法施行規則には、敷地が農地転用手続きのない田（地目）であることを記載した文書は、建築確認申請に必要な書類として規定されていない。したがって、敷地が農地転用手続きのない田（地目）であることを記載した文書を建築確認申請書の添付書類として提出する必要がなく当該文書を取得していないため。
イ 建築確認申請に必要な添付書類については、建築基準法施行規則第 1 条の 3 に規定されているが、建築基準法施行規則には、確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除が未済である旨を記載した文書は建築確認申請に必要な書類として規定されていない。したがって、確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除は未済である旨を記載した文書を建築確認申請書の添付書類として提出する必要がなく当該文書を取得していないため。

◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判 断 理 由：

1 行政文書の不存在について

異議申立人は、「敷地が農地転用手続きのない田（地目）であることを記載した文書」及び「確認時に敷地が生産緑地法の行為制限解除が未済である旨を記載した文書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める行政文書は、農地法及び生産緑地法に基づく手続に係るものであるが、農地法及び生産緑地法は建築基準関係規定に該当しない。また、建築確認申請に係る添付図書については、建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第 1 条の 3 表 1 により定められているが、当該文書は同表に定められていない。

一方、異議申立人は、建築基準法施行細則（以下「施行細則」という。）第 2 条第 2 項において、建築主事は必要と認める図書の提出を建築主に求めることができる旨定められており、実施機関が同項に基づき異議申立人が開示を求める文書の提出を受けているはずであると主張している。

この点について実施機関は、施行細則第 2 条第 2 項の規定は、建築基準関係規定に係る適合性の確認に必要な場合に建築主事が建築主に対して図書の提出を求めることができることを定めたものであるが、前述のとおり農地法及び生産緑地法は建築基準関係規定に該当しないため、本件建築確認申請においては、建築主に本件異議申立てに係る文書の提出を求めることはできないと説明している。

そこで、建築確認における審査の範囲について実施機関に説明を求めたところ、建築確認申請において提出する図書は、施行規則により定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書の記載事項を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことであった。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

これらのことから、当該行政文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点

はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成28年	1月	7日		
② 決定	平成28年	1月20日	付け	一部開示決定	
③ 異議申立て	平成28年	2月	3日		
④ 諮問	平成28年	2月12日			
⑤ 経過	平成29年	3月17日	第205回審査会	審議	
	平成29年	4月21日	第206回審査会	審議	
	平成29年	7月20日	第209回審査会	審議	
	平成29年	8月24日	第210回審査会	審議	